

# パソコンの偽セキュリティ警告画面に注意!

## <相談事例>

- ◆パソコンで動画を観ていると、突然大きな警告音がして「パソコンが脅威にさらされています」という表示が出た。慌てて、画面に表示されたサポートセンターへ電話すると、片言の日本語を話す担当者に「ウィルスで危険な状態だ。遠隔操作で駆除するので、セキュリティソフトを購入するように」と言われ、約6万円をカード決済してしまった。後日、娘にその話をしたら「詐欺ではないか」と言われ、消費生活センターへの相談を勧められた。(70代男性)

## 【アドバイス】

### ●警告画面に記載されている電話番号にはかけないでください!

パソコンでインターネットを使用していたら、警告音や表示で「ウィルスに感染した」と不安をあおられ、偽の処理やサポート契約をさせられたという相談が多く寄せられています。画面に表示されたサポートセンターなどには、慌てて電話をかけないようにしましょう。

### ●もし電話をかけてしまった場合でも、その場でセキュリティソフトの購入やサポート契約などはしないようにしましょう。

電話をかけてしまうと、通話先の担当者が「今すぐ対処しないと危険」などと急がせて考える間を与えずにセキュリティソフトの購入やサポート契約などを勧めてきます。そういう状況になっても、その場では絶対に契約せず、一度電話を切りましょう。

### ●困った時は消費生活センターなどに相談してください。

「警告画面が偽物かどうかわからない」「警告画面が消えない」「セキュリティソフトをインストールしてしまった」等の対処方法としては、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。いったん契約してしまうと、解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースもあります。お早めに消費生活センターへ相談しましょう。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
予約電話および電話での相談は、☎861-0999へ。

消費者ホットライン ☎188 (い や や) (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



まもりん

★7月1日から、全国の小売店でレジ袋が有料化されました。家計と資源の節約のため、買い物時にはマイバッグを持参しましょう。